

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H25年度(H24年度)	県・H25年度(H24年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
保 健 指 導 等	生涯を通じた女性の健康支援事業	不妊専門相談センターにおける専門相談や女性の生涯を通じた健康管理のための健康教育・相談事業を実施するとともに、HTLV-1母子感染予防対策を実施する。	都道府県指定都市中核市	平成8年度	※1	(2,659) 2,394	1/2	—	H17' 統合補助金化 H23' HTLV-1母子感染予防対策を追加 H24' 不育症専門相談を追加
	育児等健康支援事業	1 地域活動事業 2 母子栄養管理事業 3 乳幼児の育成指導事業 4 出産前小児保健指導事業 5 出産前後ケア事業 6 健全母性育成事業 7 休日健診・相談等事業 8 乳幼児健診における育児支援強化事業 9 虐待・いじめ対策事業 10 児童虐待防	市町村	平成7年度	—	—	—	—	H15' 子どもの心の健康づくり対事業を統合 H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	食育の推進	子どもの健やかな食生活を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組を支援する。	市町村	平成15年度	—	—	—	—	H17' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置
	子どもの事故予防強化事業	子どもの事故の予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。	市町村	平成22年度	—	—	—	—	H22' 次世代育成支援対策交付金に移行 H23' 子育て支援交付金に移行 H24' 地方交付税措置

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成25年度予算額・()内は平成24年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(9,229百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H25年度(H24年度)	県・H25年度(H24年度)	根拠法令 (補助率)	所得制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
療 養 援 護 等	未熟児養育医療	身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付。	都道府県 政令市 特別区	昭和33年度	(3,385) 3,469	(149,341) 79,894	法第20条 (1/2)	徴収	
	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児がん等小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減。	都道府県 指定都市 中核市	昭和49年度	(12,950) 13,000	(621,958) 542,853	児第21条 の5 (1/2)	徴収	児童福祉法 H17'に基づく法律 補助
	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、必要な日常生活用具を給付する。	市町村	平成16年度	(46) 46	(1,691) 2,099	市; 国1/2、市 1/2 町村; 国1/2、町村 1/4、県1/4	徴収	平成17年4月施行
	結核児童療育事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付。	都道府県 指定都市 中核市	昭和34年度	(3) 3	—	児第20条 (1/2)	徴収	
	結核児童日用品等事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付に併せて日用品等の支給。	都道府県 政令市 特別区	昭和33年度	(1) 1	—	法第20条 児第20条 (1/2)		
	療育指導事業	長期療養児の適切な療育を確保するため、医師等による保健所窓口での相談指導、在宅の児童に対する巡回指導及び養育者に対する相談等を行い、日常生活における健康の保持増進を図る。	都道府県 政令市 特別区	平成9年度	※1	(589) 589	児第19条 第2項 (1/3)	—	H16' 小児慢性特定疾患児ピア カウンセリング事業を追加 (H17年4月施行) H17' 統合補助金 化
	不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成。	都道府県 指定都市 中核市	平成16年度	※1	(153,465) 175,069	(1/2)	—	H17' 統合補助金 化 沖縄県では H17年6月に 事業実施

(注) 1. 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

2. 徴収: 徴収基準表に基づく自己負担制度有り

平成25年度予算額・()内は平成24年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(9,229百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H25年度(H24年度)	県・H25年度(H24年度)	根拠法令 (補助率)	所 制限等	備 考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
医 療 対 策 等	地域周産期 母子医療セ ンター運営事 業	地域周産期母子 医療センターの 運営に必要な経 費を補助。	都道府 県その他 厚生労 働大臣 が認める 者	平成8年度	-	(28,462) 28,476	(1/3)	-	H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。(医 療提供体制 推進事業費 補助金)
	周産期医療 対策事業	都道府県におい て妊産婦及び新 生児に対応する 周産期医療シス テムの整備等を行 う。	都道府 県	平成8年度	-	(730) 739	(1/3)	-	H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。(医 療提供体制 推進事業費 補助金)
	子どもの心 の診療ネット ワーク事業	様々な子どもの 心の問題、児童 虐待や発達障害 に対応するた め、都道府県域 における拠点病 院を中核とし、各 機関と連携した 支援体制の構築 を図る。	都道府 県	平成20年度	※1	-	(1/2)	-	H20' H23' 創設 事業の本格 実施に伴い 名称変更
	健やかな妊 娠等サポート 事業	妊婦・胎児のリス クの軽減や早産 児・低体重児等 の出生リスクの 低下を図るため、 妊娠期からの支 援体制の構築を 図るための事業 を実施する。	都道府 県	平成18年度	※1	(4,070) 3,060	定額 (10/10)	-	H18' H20' 創設 事業内容を 拡充
健 康 診 査 等	1歳6か月児 健康診査 (市町村)	身体の発育、精 神発達等の標識 が容易に得られ る時点での健康 診査 (一般、精密、 歯科健康診査)	市町村	昭和52年度	-	-	法第12条 第1項第1号	-	S62' 精密健康診 査 H9' 補助金→負担金 H17' 税源移譲
	3歳児健康 診査 (市町村)	身体発育、精神 発達の面から最 も重要な時期で の総合的な健康 診査 (一般、精密、歯 科健康診査、視 聴覚検査)	市町村	昭和36年度	-	-	法第12条2 第1項第2号	-	S38' 精密健康診 査 H2' 視聴覚検査 H9' 実施主体 都道府県→市町村 H17' 税源移譲

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成25年度予算額・()内は平成24年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(9,229百万円)に一括計上

※2 児童虐待・DV対策等総合支援事業(3,652百万円)に一括計上

資料:わが国の母子保健—平成25年—

5. 沖縄県における母子保健関係制度一覧

(表6-2)

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
妊 娠 し た ら	妊 娠 の 届 出	妊娠したら、速やかに市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けるよう努めて下さい。	市町村
	母子（親子）健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して市町村長から母子（親子）健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	市町村
	妊婦健康診査	母子（親子）健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票（別冊）が交付され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で公費による健康診査が受けられます。また、平成23年4月より、すべての市町村でHTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査が公費で受けられるようになりました。	市町村 医療機関 助産所
	B型肝炎母子感染防止対策	B型肝炎の母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査が受けられます。この結果が陽性の場合、生まれた子の検査や予防処置が健康保険適用となります。	市町村 医療機関
	妊婦HIV抗体検査	妊婦がHIVに感染している場合、母子感染を起こすおそれがあります。早期発見と赤ちゃんへの感染防止を図ることを目的に、妊婦健康診査の際に公費でHIV抗体検査が受けられます。	市町村 医療機関
	妊婦風疹抗体検査	妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、胎児に感染し、先天性風疹症候群のリスクが生じます。風疹抗体価を知る事、抗体が陰性の場合、適切な時期に予防接種を行うことで、先天性風疹症候群の発生を予防することができます。妊娠したら、早い時期に風疹抗体検査を受けましょう。妊婦健康診査の際に公費で検査が受けられます。	市町村 医療機関
	妊産婦の保健指導	妊産婦に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関 助産所
	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します（上限39,000円）。なお、所得制限及び申請期限があります。	県保健所
	入院・助産の制度	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けることができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院助産に要する費用の一部又は全部を公費で負担します。	福祉保健所 市福祉事務所
働く女性のための健康管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠23週まで 4週間に1回 ・妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ・妊娠36週以後出産まで 1週間に1回 （主治医等の指示に従って必要な時間を確保しましょう。） 2) 指導事項を守るための措置 妊娠中の通勤緩和、休憩に関する措置、つわり・切迫流産といった症状等に対応する措置 3) 母性健康管理指導事項連絡カードの利用 4) 産前・産後休業 <ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間前 （いずれも女性が請求した場合） ・出産の翌日から8週間 （ただし、本人が請求し、医師が支障ないと認めた場合は6週間） 5) 妊婦の軽易業務転換 6) 妊婦の有害危険業務の就業制限 7) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 8) 育児時間（生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回おのおの少なくとも3.0分の育児時間を請求可能） 	市町村 医療機関 厚生労働省沖縄労働局雇用均等室	
	〈男女雇用機会均等法の改正〉 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止	厚生労働省沖縄労働局雇用均等室	

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
赤 ち ゃ ん が 産 ま れ た ら	出生届	出生届は14日以内に行いましょう。	市町村
	低体重児の届出	2500g未満の赤ちゃんが産まれたら母子健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに市町村へ届け出ましょう。	市町村
	未熟児養育医療	2000g以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。	市町村
	先天性代謝異常等検査	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。(検査料は公費負担、採血料は自己負担)	医療機関 県保健所
	新生児、未熟児訪問指導	生後28日以内の赤ちゃんまたは、小さく生まれた赤ちゃんは、保健師または助産師による訪問指導が受けられます。 ・新生児訪問・未熟児訪問	市町村
	こども医療費助成事業	健康保険等の規定による医療費の自己負担金を支払った場合に、市町村に申請することで助成を受けることができます。なお、対象年齢や所得制限の有無等の助成要件は市町村ごとに異なります。	市町村
	乳児健康診査	乳児期は発育・発達の大変な時期であり、少なくとも生後3～6か月に1回、9～11か月に1回の健康診査により心身の異常の早期発見や適切な相談・指導を行います。	市町村
	1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。	市町村
	3歳児健康診査	満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。	市町村
	う蝕予防事業 (フッ化物塗布)	障害等を持つ乳幼児と保護者に対して、歯科相談を実施しています。(保健所) 乳幼児のむし歯予防のために、乳幼児健診等で歯科保健指導、フッ化物塗布を実施しています。(市町村 ※一部市町村を除く)	県保健所 市町村
小児慢性特定疾患治療研究事業	18歳未満の患児に対し、以下の疾患群について対象基準を満たした場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて、一部自己負担金があります。) なお、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長することができます。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患群	県保健所 那覇市保健所	
自立支援医療 (育成医療)	身体上の障害を有する児童、または現存する疾患を放置すると将来障害を残すと認められる児童(いずれも18歳未満)であって、短期間の治療で確実な効果が期待できる場合、指定医療機関における医療費を公費で負担します。(所得に応じて一部自己負担金があります。) 障害区分：①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害、④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸及び肝臓機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る)⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	市町村	

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
赤 ち ゃ ん が 産 ま れ た ら	こんにちは赤ちゃん 事業 (乳児家庭全戸訪問 事業)	生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスにつなげます。	市町村
	乳幼児の保健指導	乳幼児の保護者に対して、育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関
そ の 他	不妊相談	不妊に悩む夫婦を対象に、相談指導及び不妊治療に関する情報の提供を行います。	不妊専門相談センター
	女性の健康相談	思春期から更年期に至る女性を対象に、妊娠、婦人科疾患、思春期、更年期障害、性感染症等、女性の心身の健康に関する相談指導及び情報の提供を行います。	女性健康支援センター
	特定不妊治療費助成 事業	医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成します。	県保健所 那覇市保健所

6. 母子保健関係法規と制度の関連

母子保健法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 母子保健全般

児童福祉法・・・・・・・・・・・・ { 児童福祉施設 助産施設
療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業
療育指導
児童福祉施設への入所措置

次世代育成支援対策推進法・・・・・・・・ 行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主
の行動計画の策定

少子化社会対策基本法・・・・・・・・・・・・ 母子保健医療体制の充実等

児童虐待の防止等に関する法律・・・・ 児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の
責務

障害者自立支援法・・・・・・・・ 育成医療、補装具の交付

発達障害者支援法・・・・・・・・ 発達障害の早期発見・支援

障害者基本法・・・・・・・・・・・・・・・・ 障害者の自立と社会参加の促進

生活保護法・・・・・・・・・・・・・・・・ 出産扶助

健康保険法、国民健康保険法等・・・・ 出産育児一時金の支給

児童手当法・・・・・・・・・・・・・・・・ 児童手当の支給

地域保健法・・・・・・・・・・・・・・・・ 母子保健についての保健所の業務

戸籍法・・・・・・・・・・・・・・・・ 婚姻届、出生届

死産の届出に関する規定・・・・・・・・ 死産

母体保護法・・・・・・・・・・・・ { 不妊手術
人工妊娠中絶
受胎調節実地指導員

刑法・・・・・・・・・・・・・・・・ 堕胎ノ罪

労働基準法・・・・・・・・・・・・ { 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限
産前産後の休業
育児時間

育児・介護休業法・・・・・・・・・・・・ { 育児休業の取得
就業しつつ子を養育することを容易にする措置

男女雇用機会均等法・・・・・・・・・・・・ { 妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置
妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止

医療法・・・・・・・・・・・・・・・・ 病院、診療所、助産所

予防接種法・・・・・・・・・・・・ 乳幼児の予防接種

健康増進法・・・・・・・・・・・・ 健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び
栄養表示基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・・・・ 結核健康診断、結核り患児の医療

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・・・・ 精神障害児（者）の医療、社会復帰

学校保健法・・・・・・・・・・・・ 就学時及び定期健康診断

